

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年6月20日

盛岡地方振興局長 望月正彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 松園ショッピングセンター・Belfまつぞの 盛岡市松園三丁目18番20ほか

2 届出者の氏名又は名称

(1) いわて生活協同組合

(2) 熊谷 恵

3 盛岡市から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

車いす利用者用駐車施設について、届出では1台分設けることとしているが、岩手県「ひとにやさしいまちづくり条例施行規則」では、100区画以上の駐車場を設ける場合においては2台分以上設けることとされていることから、2台分以上の設置をすること。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。